

## 医療法施行規則改正の経緯と概要

九州大学大学院医学研究院保健学部門  
医用量子線科学分野  
藤淵 俊王

2020.2.27



### 医療法施行規則改正の経緯

- 日本での医療分野を含む放射線の取り扱いは、ICRP勧告の関係法令へ取り入れ等により国際水準に沿った管理がされてきた。
- 医療被ばくの特徴：
  - 意図的に人体に対して放射線が照射される
  - 正当化及び最適化が担保される限り線量限度が設定されない
- 等の特殊性を踏まえ、明確な規制は導入されていなかった。

### はじめに

#### □ 医療法施行規則改正の経緯と概要

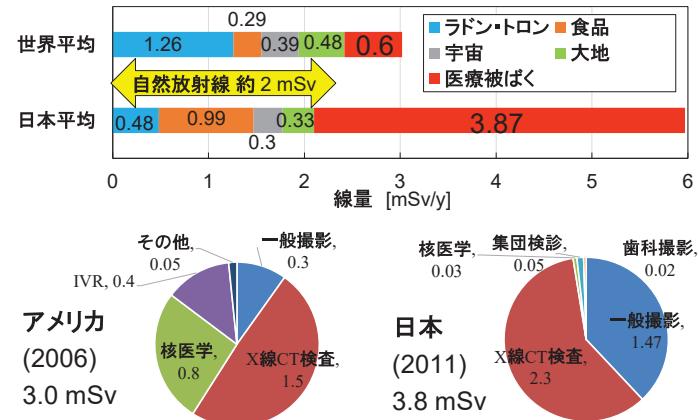
- 国内外の放射線の適正利用に関する動向

#### □ なぜ線量管理・記録が必要？

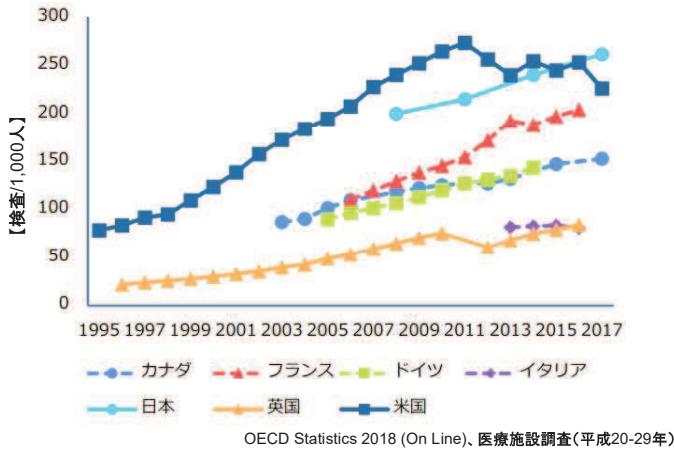
- 「正当化」と「最適化」
- 患者への情報提供、有害事象と医療被ばくの関連性の検証

- 医療放射線の適正管理に関する検討会（厚生労働省 2017.4-2019.3 計8回）
- 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行医政発0312第7号（2019.3.12）
- 診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドライン（厚労省）
- 診療用放射線に係る安全管理体制に関するガイドライン（JRS、2019.11.28改訂）
- 診療用放射線の安全利用のための指針モデル（JART）

### 1年間当たりの国民が受ける放射線量



### 人口千人当たりのCT検査数



### Bonn call for action (ボン宣言)

2012 IAEA, WHO

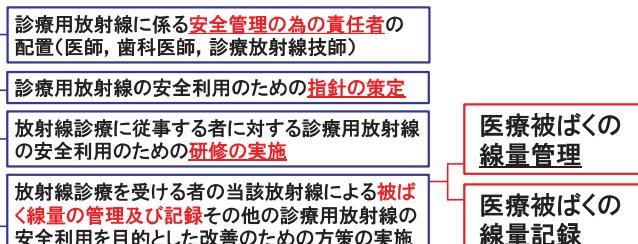
- 正当化の原則の実行を増強
- 防護および安全の最適化の原則の実行を増強
- 安全体制への貢献における製造業者の役割を強化
- 医療従事者への放射線防護教育および訓練を強化
- 医療における放射線防護に対する戦略的研究課題を形作り促進
- 医療被ばくと医療における職業被ばくに関する有益な包括的情報の利用可能性を高める

...

- これらの状況を踏まえ、医療被ばくの防護を目的として、医療機関における診療放射線に係る安全管理のための体制の措置を講じることが規定された。

(医療法施行規則の一部を改正する省令 医政発0312第7号、2020年4月1日施行)

#### 診療用放射線に係る安全管理(規則第1条の11第2項第3号の2)



### CT検査による医療被ばくの低減に関する提言

2017年8月 日本学術会議

- 放射線診療は国民の健康に多大な恩恵をもたらす一方、医療被ばく、特にCTが最も多い
- ① CT診療実態の把握と診断参考レベルの利用促進
- ② 医療被ばく教育の充実
- ③ CT検査の検査適応基準の充実と活用
- ④ 低線量高画質CT装置の開発と普及

提言  
CT検査による医療被ばくの低減に関する提言

平成29年（2017年）8月3日  
日本学術会議  
臨床医学委員会  
放射線・臨床検査分科会





## なぜ10種の装置の線量管理・記録が必要？

### 放射線診療による被ばく（組織反応）

- CT Perfusion、血管造影等の手技によっては、皮膚の確定的影響が懸念されるしきい値を超えることがある

手技	皮膚吸収線量 (mGy)	(a)	(b)	(c)
脳血管塞栓術	160-6,600			
肝動脈塞栓術	500			
経皮的冠動脈形成術	100-35,000			
経頸静脉肝内門脈静脈短絡術	400-1,700			
胆管ステント	110			

(a)複数回の冠動脈造影と冠動脈血管形成術後6-8週、(b) 16-21週、(c) 18-21ヶ月後組織は壊死、後に皮膚移植実施 ICRP 85

第5回医療放射線の適正管理に関する検討会「医療被ばくの適正管理のあり方について」資料

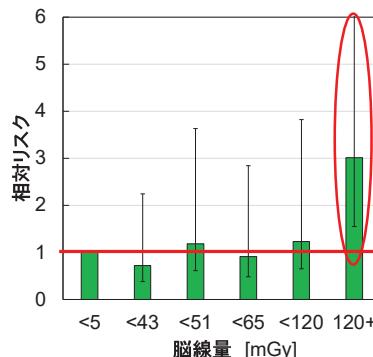


包帯状脱毛症（症例4：くも膜下出血 53歳女性）。MDCTによる頭部CT perfusionの37日後、51日間持続する一時的な包帯状脱毛が見られた。この患者は、MDCTによる頭部CT perfusion 4回、血管造影2回を、入院後15日以内に実施

Y. Imanishi, Radiation-induced temporary hair loss as a radiation damage only occurring in patients who had the combination of MDCT and DSA, Eur Radiol (2005) 15:41-46

### 発がんに関するオランダの最新調査結果

- 168,394名（1979-2012）の一回以上のCT検査を受けた18歳以下の患者
- 脳線量120 mGy超の患者で統計的に脳腫瘍の相対リスクが増加



J. M. Meulepas et.al, Radiation Exposure From Pediatric CT Scans and Subsequent Cancer Risk in the Netherlands, JNCI, 2019

### 線量記録

医政発0312第7号（平成31年3月12日）

- 管理・記録対象医療機器等の医療被ばくによる線量を記録すること。
- 医療被ばくの線量記録は、関係学会等の策定したガイドライン等を参考に、診療を受ける者の被ばく線量を適正に検証できる様式を用いて行うこと。
- 医師法に規定する診療録、診療放射線技師法に規定する照射録、診療用RIの使用的帳簿等において、診療を受けた者が特定できる形で被ばく線量を記録している場合は、それらを線量記録とすることができます。

### 頭部CT perfusionによる過剰照射による脱毛

18か月にわたって、アメリカのある医療機関の206名の患者が撮影プロトコルの設定ミスにより、通常レベルの約8倍の線量を受けた。最大でも頭部への線量が0.5 Gyであるべきところが、これらの患者は3-4 Gyの線量を受けた。

ICRP publication 102 Managing Patient Dose in Multi-Detector Computed Tomography (MDCT), 2007



### 放射線診療による被ばく（確率的影响）

CT検査と核医学検査は、疫学的に確率的影响が懸念される実効線量(100 mSv)を、複数回検査を実施することで超える可能性がある

- CT検査は他の放射線検査と比べ、被ばくが多い
- 患者が受ける線量は通常100 mSv以下で、懸念されるのは主として発がんリスクの増加
- 短期間で同部位を連続して検査する場合、組織反応の出る可能性もある
- 201Tl心筋シンチは40 mSvとの報告もある。
- 他の核医学検査も数mSvと比較的高く、近年ではCT撮影を併用

### 小児CTの健康影響に関する最近の疫学研究

研究	白血病	脳腫瘍	その他のがん	補足
英国 (2012)	○	○		検査時の症状を調整
オーストラリア (2013)	○	○	○(メラノーマ、甲状腺がん等) ×(乳がん等)	
台湾 (2014)	○	○	×	
フランス (2015)	×	×	×(リンパ腫)	
ドイツ (2017)	○	○	○(全がん)	
オランダ (2019)	○	○	○(全がん)	個々の検査データから線量推定

○有意な正の線量反応、○被ばく群で有意な増加はあるが、線量反応はなし ×有意な増加なし、いずれも大規模な集団を対象(数万～数十万人以上)

- 最近の大規模疫学研究は小児CT検査に関連したがんリスク増加を繰り返し報告
- CT受診時の兆候や検査理由などによるバイアスが考えられるが、それだけでは報告されたリスク増加の説明は難しそう

### なぜ線量記録が必要？

JRS診療用放射線に係る安全管理体制に関するガイドライン

#### 患者への情報提供に関する事項

- 患者への情報提供に関する研修では、放射線診療の必要性、想定される被ばく線量及びその影響、医療被ばく低減の取り組み等を患者に説明できるようにする。

#### 有害事象と医療被ばくの関連性の検証

- 医療被ばくによる組織反応の可能性がある有害事象が発生した場合、医療放射線安全管理責任者と依頼医は、患者の症状、被ばくの状況、推定被ばく線量等を踏まえ、医療被ばくに起因するかを判断すること。

## CT検査における線量記録項目

- 撮影部位、 $CTDI_{vol}$ 及びDLPを記録する
- $CTDI_{vol}$ 等の算出に用いたCTDIファントムの径を照合できるようにすること
  - 16 cmファントムを使用した場合、32 cmファントムをと比較して、 $CTDI_{vol}$ とDLPは2倍程度になることに留意
  - DLPから実効線量への換算係数(ICRP Publ. 102)は、成人の頭部及び頸部並びに小児では16 cmファントム、その他は32 cmファントムに基づいている

JRS 診療用放射線に係る安全管理体制に関するガイドライン

## 血管造影における線量記録項目

- 被ばく線量の記録は面積空気力ーマ積算値(air kerma-area product:  $P_{KA}$ )、患者照射基準点空気力ーマ(air kerma at the patient entrance reference point:  $K_{a,r}$ )及び透視時間をもって行う
- 撮影枚数、又は撮影毎のフレームレートと撮影時間の記録も行うことが望ましい
- 透視、撮影、cone-beam CTの線量を分けて評価できるよう記録することが望ましい

JRS 診療用放射線に係る安全管理体制に関するガイドライン

## 核医学検査における線量記録項目

- 核医学検査における線量記録は放射性薬剤の名称と投与放射能量をもって行う
- ドーズキャリブレータを用いた測定値に対して時間減衰に関する補正を行い、患者への投与時点の放射能量を記録
- シリンジ型バイアル製剤を使用する場合は、実測ではなく、検定日時における放射能量から算出した放射能量を用いて差し支えない

JRS 診療用放射線に係る安全管理体制に関するガイドライン

## まとめ

- 医療被ばくの適正利用は国際的な課題
- 線量管理・記録を行う目的は、**自施設の検査線量・投与量の最適化と被検者被ばく線量の把握**
- 収集した線量データの活用法の検討  
集中化・中央化→DRLs策定へ協力